

第2次三重県男女共同参画基本計画

～ 一人ひとりが輝く社会 ～



..... 男女共同参画社会とは

私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することのできる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会です。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。
(三重県男女共同参画推進条例前文より)

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

近年、雇用情勢の厳しさが増し、少子高齢化が一層進展するなど社会経済情勢に変化がみられる中、男女共同参画推進の必要性は一層高まっています。こうした社会経済情勢の変化に対応しつつ、県が県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現をはかるため、その指針となる基本計画を策定しました。

計画の位置づけ

「三重県男女共同参画推進条例」および「男女共同参画社会基本法」に基づく計画

計画の期間

2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）まで

計画の基本的な視点

1 私たちがめざす社会

すべての人々の人権が保障され、性別にかかわらず、個人として能力と個性が十分に発揮でき、多様な生き方が認められる社会であり、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。

2 社会制度・システムの普及促進

地域での支え合いや社会環境の整備を推進するとともに、雇用や社会保障などのさまざまな制度・社会システムを、男女共同参画を推進するために、特に仕事と生活の調和が促進されるよう普及していきます。

3 総合行政としての取組

県のあらゆる分野における政策・方針の決定や実施にあたり、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、関係部門の連携により、総合的に取組を行います。

4 県民、事業者、市町等との協働

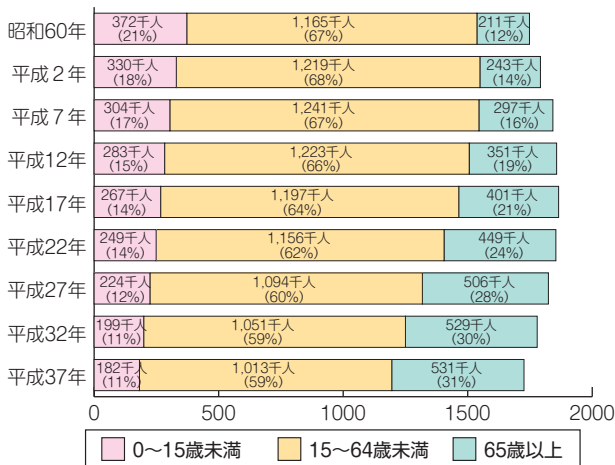
県民やNPO（※）、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、これら多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

※NPO:非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のこと。

計画の重点事項

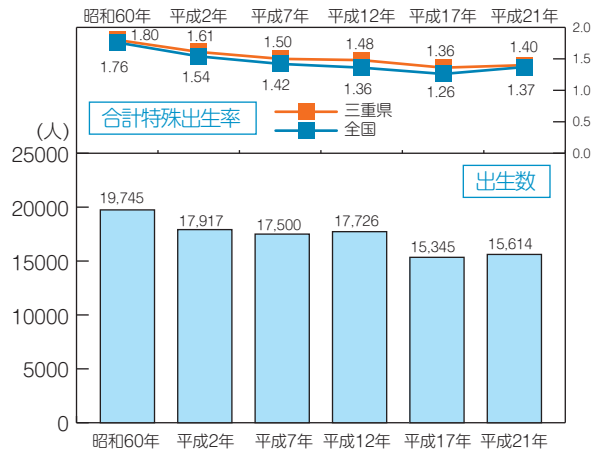
- 「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」との目標をめざした取組
- 社会参画の支援、特に女性の社会参画に対する支援策の推進
- 男女共同参画に関する理解の促進、特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、企業等における男女共同参画の取組の促進
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 生活上の困難に直面する男女への支援の推進
- 性別に基づく暴力等を許さないという意識の普及啓発、ドメスティック・バイオレンス（※）の被害者保護・支援体制の充実

■ 年齢3区分別人口・将来推計人口（三重県）



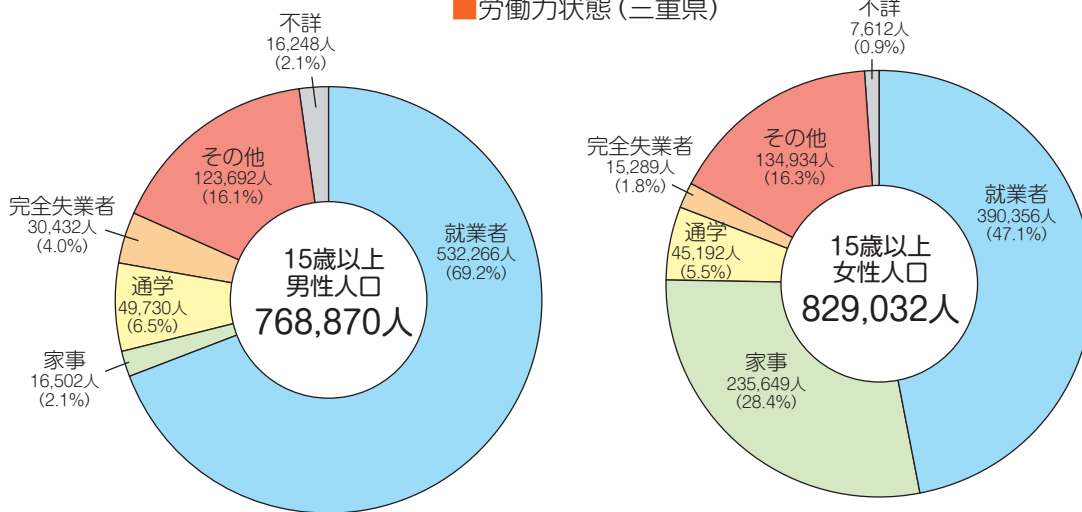
出典 総務省 国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口

■ 出生数、合計特殊出生率の推移



出典 厚生労働省 人口動態調査

■ 労働力状態（三重県）



出典 総務省 国勢調査（平成17年）

※ ドメスティック・バイオレンス:配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あつた者からの身体的・心理的暴力などをいう。略してDVとも言われている。

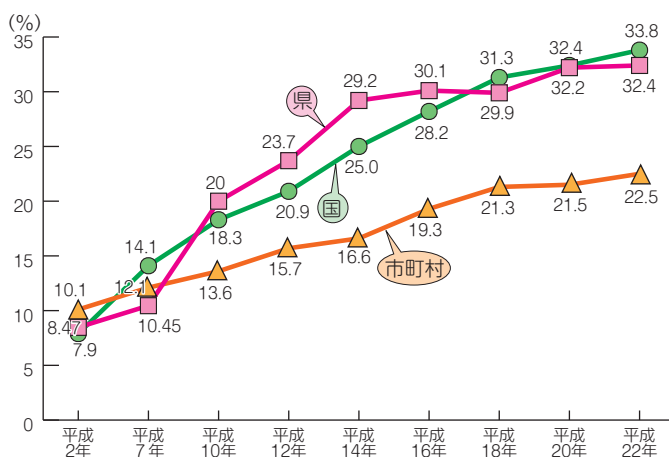
第2章 施策の方向

基本施策Ⅰ

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

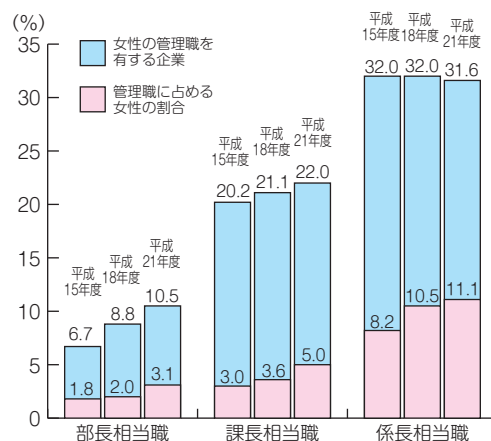
県において審議会等委員への女性の登用などを一層進めていくとともに、市町にも働きかけていく必要があります。また、企業、労働組合、自治会等の各種関係機関・団体においても、方針決定の場への男女共同参画が求められます。

■ 審議会等における女性委員の割合の推移



内閣府男女共同参画局・県男女共同参画・NPO室調べ

■ 企業における女性管理職の状況(全国)



出典 厚生労働省 雇用均等基本調査

めあて

- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直されています。
- 性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

施策の方向等

1. 県の審議会等委員への女性登用

審議会等委員への女性の積極的な登用、女性リーダーの育成促進など

2. 県における女性職員等の登用

女性職員登用方針の明確化と登用状況の公表など

3. 市町への働きかけ

政策・方針決定過程への男女共同参画についての理解の促進など

4. 事業者等への働きかけ

意識啓発、公共調達におけるインセンティブ(※)の付与など

5. 地域における男女共同参画への取組支援

男女共同参画を阻害している慣行の見直しの促進など

6. ポジティブ・アクション(※)の普及と女性の社会参画への支援

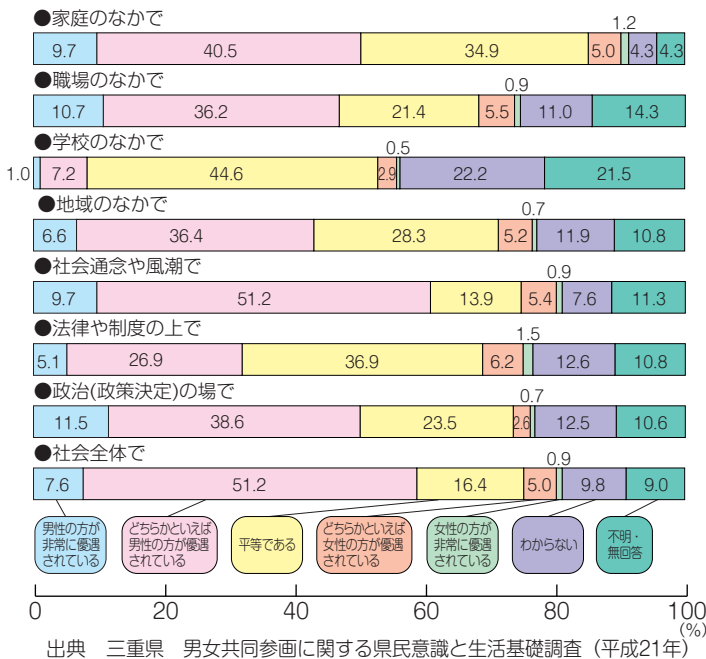
ポジティブ・アクションについての情報提供等による理解の促進・普及など

※ インセンティブ：やる気を起こさせるような刺激や動機（になるもの）のこと。

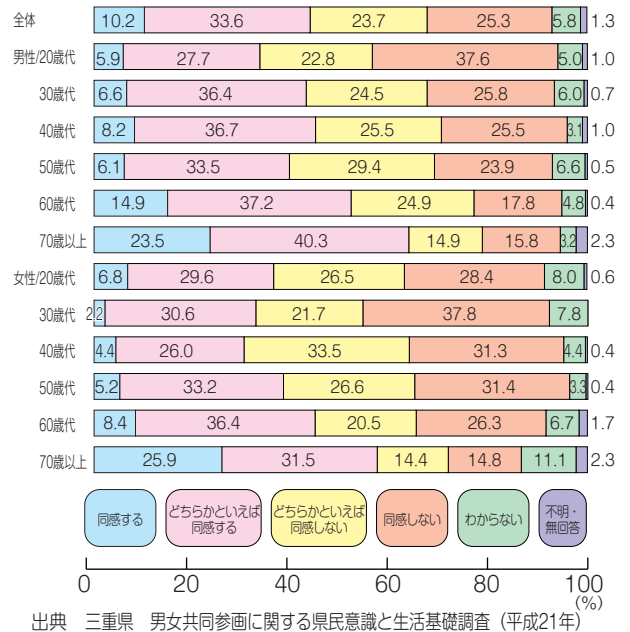
※ ポジティブ・アクション：積極的改善措置。機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、今もなお、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。そのため、男女共同参画について、わかりやすく具体的な内容の広報・啓発活動を展開するとともに、男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、県民自ら考える機会を増やすことが必要です。

男女の地位について



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



めざす姿

- 多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- 家族が互いに尊重しあい、共に責任を担って、協力しあっています。
- 男女共同参画意識に基づいて、子どもたちに家庭教育が行われています。
- 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

施策の方向等

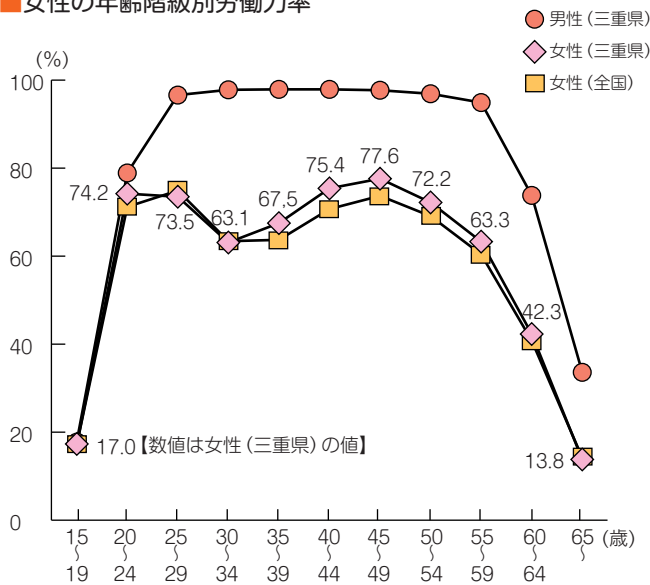
- 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実**
多様なメディアを活用した男女共同参画意識の普及、制度・慣行の見直しの促進、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進など
- 学校等における男女共同参画教育の推進**
教職員に対する体系的な研修、総合的な学習の時間等を活用した取組など
- 生涯を通じた学習機会の充実**
ニーズに応じた学習機会の充実、託児サービス等学習参加者に対する配慮など
- 事業者等に対する広報・啓発の充実**
男女雇用機会均等法等の理解や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発など
- メディアへの対応**
メディアの理解と自主的な取組の促進、メディア・リテラシー(※)に関する学習機会の提供など
- 国際的な動きへの対応と活動支援**
国際的な取組についての情報収集・提供と県の施策への反映など

※メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、アクセスし活用する能力、コミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

Ⅲ－Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

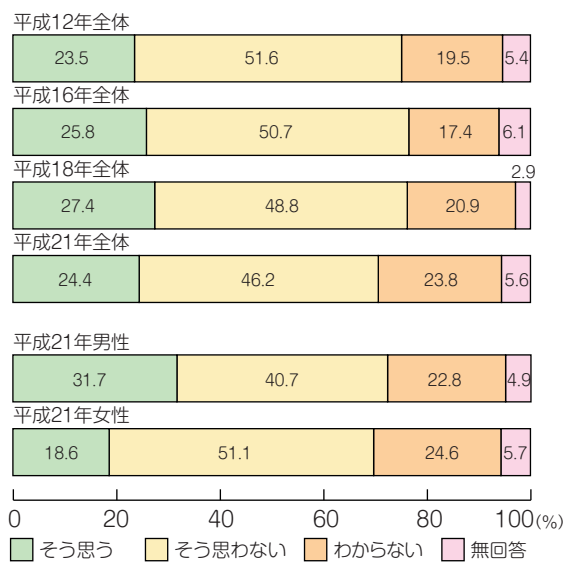
雇用等の分野における男女共同参画意識の普及や、均等な機会と待遇の確保を進めるための具体的な取組を推進していくことが必要です。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、男女が共に安心して働き続けることのできる職場環境の整備が必要です。

■女性の年齢階級別労働力率



出典 総務省 国勢調査（平成17年）

■女性は働きやすいと思いますか？



出典 三重県 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

め
ろ
す
姿

- 職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境整備が進められています。
- 企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきました。
- 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保されています。
- 一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な働き方の選択ができるように、柔軟な就業形態が広がっています。

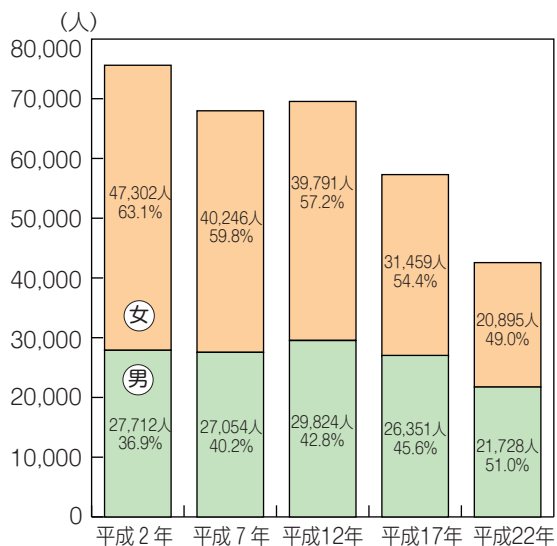
施策の方向等

1. 雇用の場における男女共同参画意識の普及
労働基準法や男女雇用機会均等法等についての普及啓発など
2. 男女の均等な機会と待遇の確保の推進
実態把握のための調査、認証・表彰制度等による企業の取組支援など
3. 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援
職業能力開発に関する研修の充実と情報提供、女性の能力開発機会の確保の働きかけなど
4. 雇用環境の整備や再就職への支援
就業形態や雇用システムについての情報提供、就職希望者への支援など
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進
仕事と生活の調和についての普及啓発、両立支援制度の普及と制度を利用しやすい職場環境づくりへの働きかけなど

Ⅲ－Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

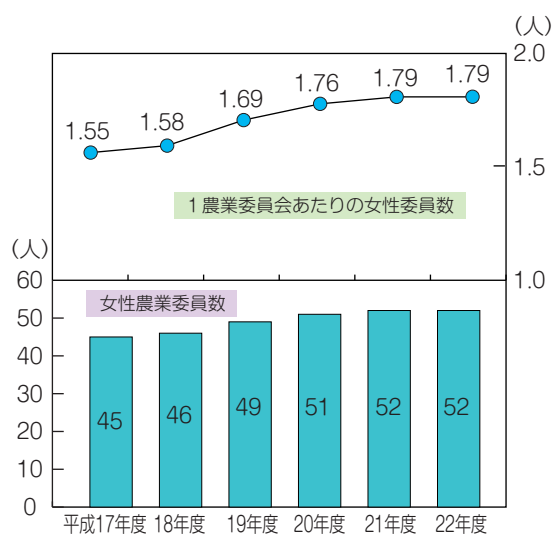
農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。しかし、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、方針決定の場への女性の参画促進や経営能力・技術向上に対する支援に取り組む必要があります。

■農業就業人口（販売農家）の推移（三重県）



出典 農林水産省 農林業センサス

■女性農業委員数及び1農業委員会あたりの女性委員数（三重県）



県農水商工部農業経営室調べ

め
の
姿

- 農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。
- 男女が性別にかかわらず、自らの生き方を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとして共に経営およびこれに関連する活動に参画しています。

施策の方向等

1. 方針決定の場への男女共同参画の推進

地域の慣行の見直しの促進、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発など

2. 経営能力や技術の向上支援

女性の参画機会の確保に配慮した生産や経営に関する知識・技術研修など

3. 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

家族経営協定（※）の普及、酪農ヘルパー（※）制度等の利用促進など

4. 起業家等に対する支援

各種支援制度の充実、起業をめざす人びとに対する情報提供・研修機会の充実など

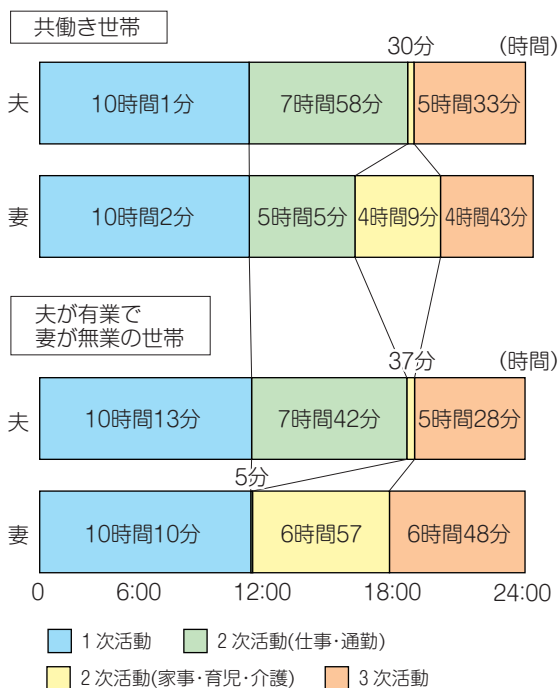
※家族経営協定：意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や就業条件、生活運営等について、家族間の話し合いにより取り決め、明文化したもの。

※酪農ヘルパー：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う人。



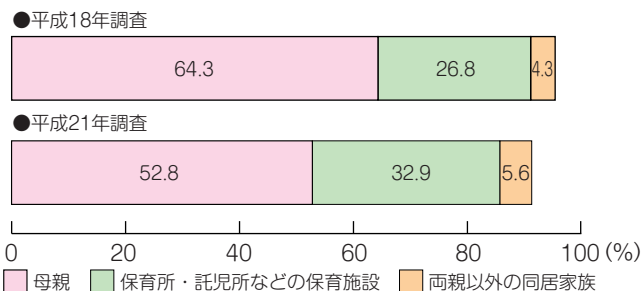
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようにするとともに、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

夫婦の生活時間（三重県）

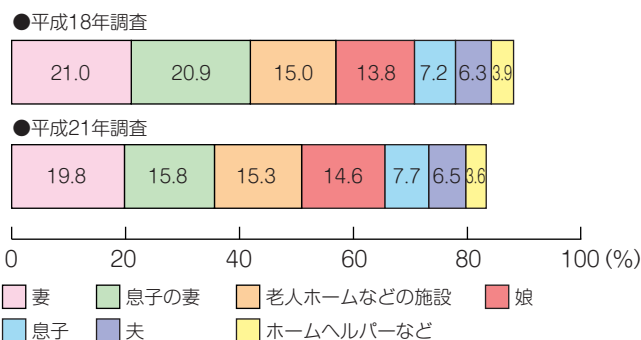


資料 総務省 社会生活基本調査（平成18年）
 ※1次活動…睡眠、食事など生理的に必要な活動
 ※2次活動…仕事、家事など社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動
 ※3次活動…これら以外の各人が自由に使える時間における活動

平日の日中に幼児等の世話をする人（三重県）
（グラフは上位3項目の抜粋）



主に高齢者等の世話をする人（三重県）
（グラフは上位7項目の抜粋）



資料 三重県 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

めりあ

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。
- 地域づくりや防災、環境保全等の地域活動に男女が共に参画しています。
- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしています。
- 多様な働き方が選択できる職場環境が整っています。

施策の方向等

1. 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家庭・地域生活の大切さについての啓発、育児・介護休業制度の普及啓発など

2. 多様なニーズに対応した子育て支援

地域子育て支援拠点施設（※）の取組支援、多様な保育サービスの充実支援など

3. 介護を支援する環境の整備

介護サービス等に関する情報提供、在宅・施設サービスの充実支援など

4. 地域活動における男女共同参画の促進

地域における男女共同参画促進のための普及啓発、防災活動等における男女共同参画の推進など

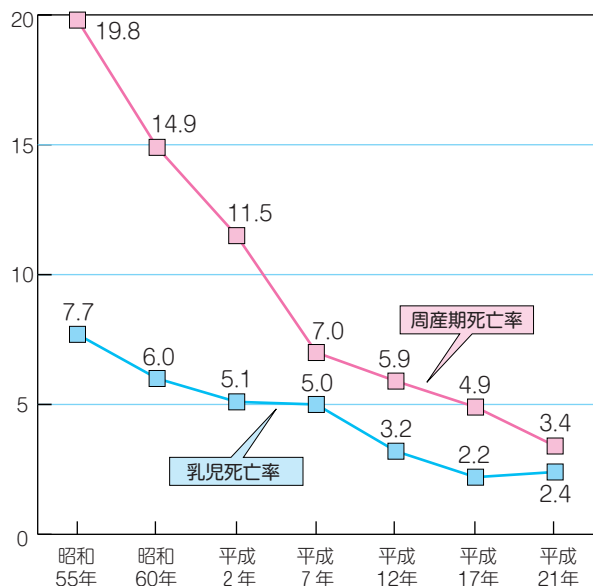
※地域子育て支援拠点施設：地域におけるすべての子育て家庭を対象に、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所等。

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくためには、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援が受けられる環境整備を進めていく必要があります。

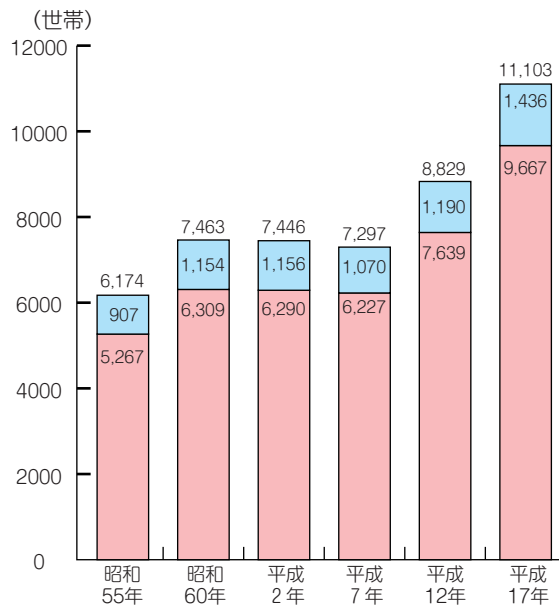
また、さまざまな生活上の困難がみられる状況にあり、ひとり親世帯、単身世帯など実態に応じた生活支援が求められます。

■ 乳児死亡率・周産期死亡率の推移（三重県）



出典 厚生労働省 人口動態調査
 ※周産期死亡率：1,000×(年間の周産期死亡数)／(年間の出産数)
 ※周産期死亡数：妊娠満2週以後の死産と生後1週未満の死亡数の合計

■ ひとり親世帯数の推移（三重県）



■ 母子世帯数 ■ 父子世帯数
 出典 総務省 国勢調査

めざす姿

- 健康に過ごすための支援や生活上の困難に直面する人への支援等が充実しています。
- 一人ひとりが主体的に健康管理に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。
- 働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

施策の方向等

1. 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づく県民の健康づくり支援など

2. 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい情報の普及啓発、母子保健サービスの充実支援と周産期医療（※）体制の充実など

3. 自立のための生活支援

高齢者、ひとり親世帯、障がい者、外国人住民等に対する支援など



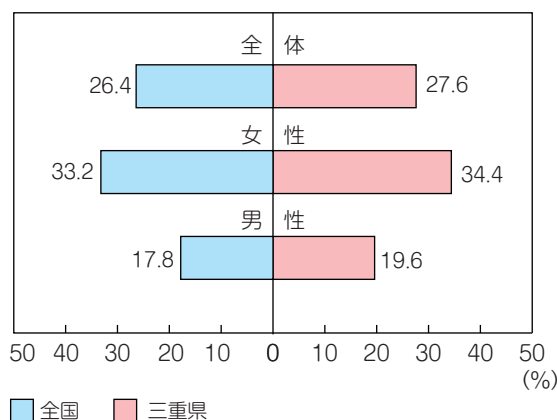
※周産期医療：妊娠22週から出生後7日未満の期間に関する医療。

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（※）等の被害者の多くは女性であるという現状があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など男女が置かれた状況に根ざしている場合が多くみられます。

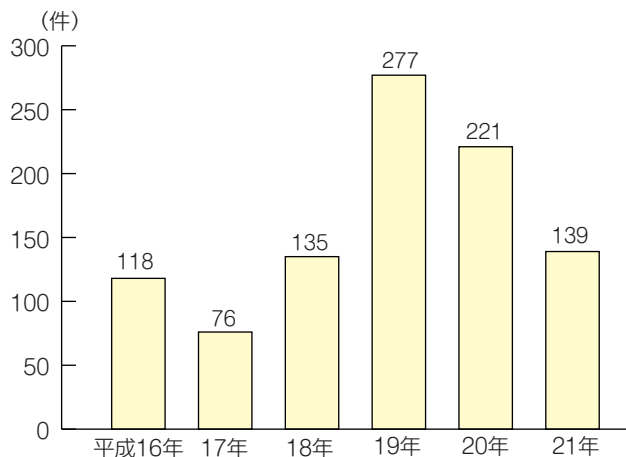
そこで、三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画に基づき、総合的に取り組みながら、相談支援体制の周知や充実、被害者の自立等への支援、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向け、普及啓発をさらに充実することが必要です。

■DVを受けた経験で「何度もあった」「1、2度あった」の回答があったもの



出典 三重県 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（平成21年）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成20年）

■セクシュアル・ハラスメント相談件数(三重県)



三重労働局調べ

めくろあ

- ドメスティック・バイオレンスをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。
- 家族の一人ひとりが、互いにその人格を尊重し合って生活しています。
- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

施策の方向等

1. 関係機関の連携による支援体制等の整備

性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態調査、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するための周知・啓発、発見・通報のための環境づくり、相談支援体制の強化など

2. ドメスティック・バイオレンス対策の推進

配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護・情報提供などの機能の充実、デートDV（※）に対する相談体制の整備と予防のための啓発など

3. セクシュアル・ハラスメント対策の推進

防止についての普及啓発、事業者等に対する働きかけなど

4. 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

有害な環境から青少年を守るための取組の推進、取締の徹底など

※セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動。

※デートDV：若年者層における交際相手からの暴力。

第3章 計画の推進

1 県の推進体制の充実と率先実行

三重県男女共同参画推進会議を活用した施策の総合的かつ効果的な推進、職員に対する体系的な研修の充実、女性職員の登用・職域拡大など

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

施策の目標と事業の推進方向を明らかにする実施計画の策定、三重県男女共同参画審議会による評価の実施および評価結果の公表、年次報告の作成・公表など

3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

県民の意識や生活についての調査、国・都道府県・市町・企業・団体等の情報収集・提供

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

相談・苦情窓口の明確化、相談体制・機能の充実と相談員の資質向上など

5 市町との協働

市町との連携強化、施策の充実・推進に対する支援、条例や計画策定等に対する支援など

6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携

県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動と相互の連携支援など

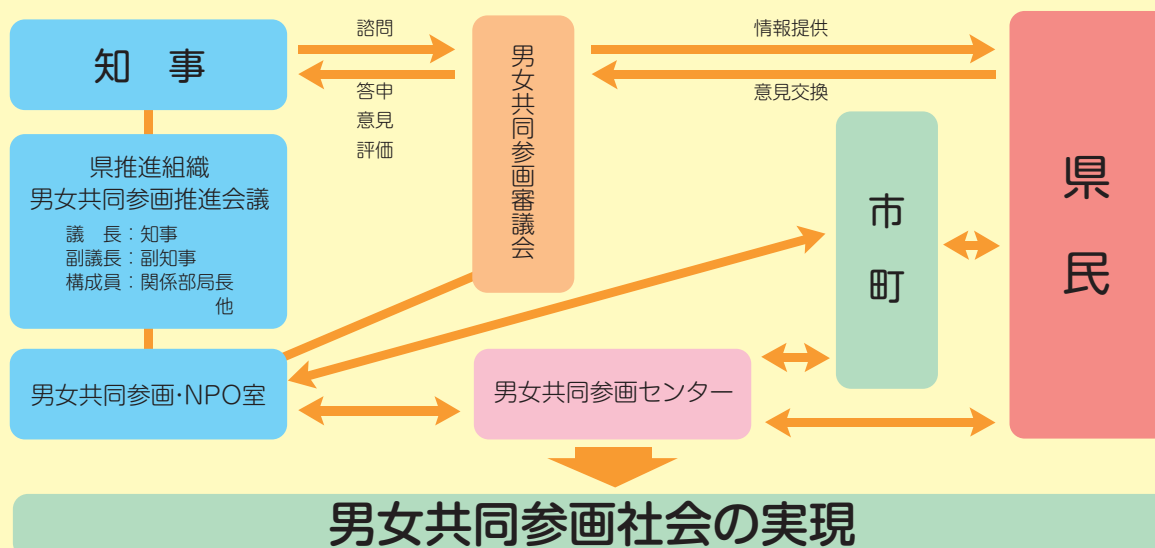
7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

センター機能の充実、多様なメディアを利用した情報提供、多様な研修・講座の実施、相談事業の充実、関係機関との連携強化など

8 社会参画への支援の推進

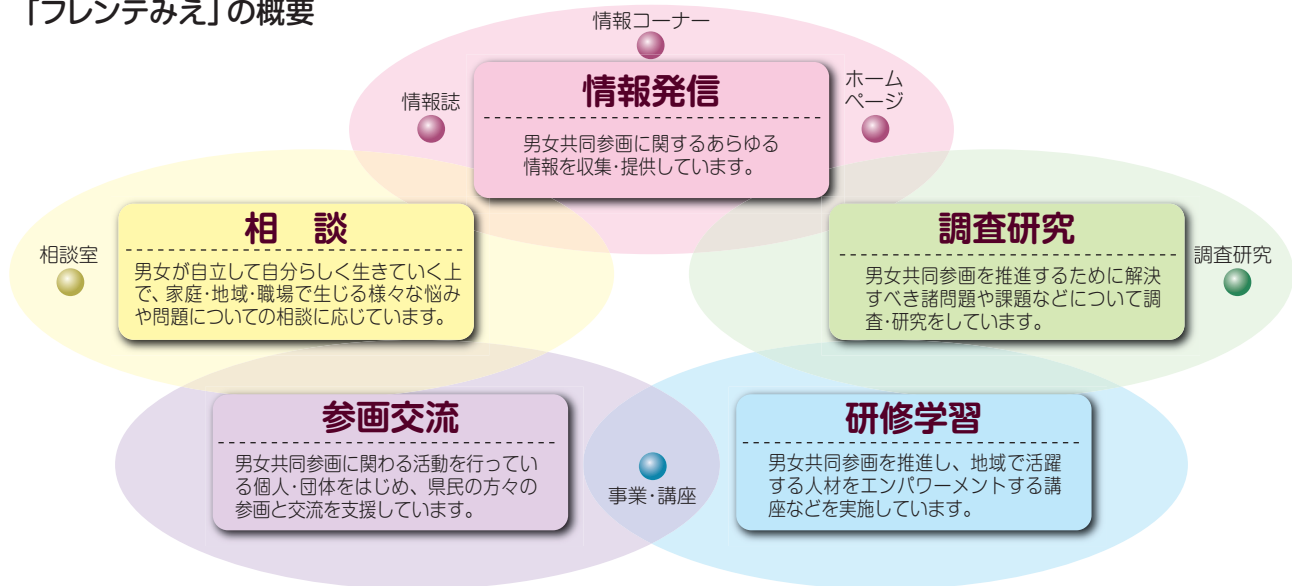
社会参画への支援に関する総合的なサイトによる情報提供、関係機関との連携による社会参画についての啓発・支援など

男女共同参画推進体制



参考資料

●三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」の概要



三重県津市一身田上津部田1234
(三重県総合文化センター内)

TEL:059-233-1130
FAX:059-233-1135

URL <http://www3.center-mie.or.jp/center/frente/>

市町男女共同参画担当課(室)一覽

平成23年8月現在

市町名	担当課(室)	TEL番号	FAX番号
津市	男女共同参画室	059-229-3103	059-229-3366
四日市市	男女共同参画課	059-354-8331	059-354-8339
伊勢市	市民交流課	0596-21-5513	0596-21-5642
松阪市	男女共同参画室	0598-53-4339	0598-22-1055
桑名市	市民協働課	0594-24-1413	0594-24-1735
鈴鹿市	男女共同参画課	059-381-3113	059-381-3119
名張市	人権・男女共同参画推進室	0595-63-7559	0595-64-2560
尾鷲市	市長公室	0597-23-8134	0597-22-2111
亀山市	共生社会推進室	0595-84-5066	0595-82-9955
鳥羽市	市民課	0599-25-1126	0599-26-4325
熊野市	市長公室	0597-89-4111	0597-89-5501
いなべ市	人権福祉課	0594-78-3563	0594-78-1114
志摩市	企画政策課	0599-44-0205	0599-44-5252
伊賀市	人権政策・男女共同参画課	0595-22-9632	0595-22-9649
木曾岬町	総務企画課	0567-68-6100	0567-68-3792
東員町	政策情報課	0594-86-2820	0594-86-2858
菰野町	企画情報課	059-391-1105	059-391-1188
朝日町	企画情報課	059-377-5663	059-377-4543
川越町	企画情報課	059-366-7112	059-364-2568
多気町	町民福祉課	0598-38-1114	0598-49-1130
明和町	明和町人権センター	0596-55-3052	0596-55-3052
大台町	企画課	0598-82-3782	0598-82-1618
玉城町	総務課	0596-58-8200	0596-58-4494
度会町	総務課	0596-62-1111	0596-62-1647
大紀町	企画調整課	0598-86-2214	0598-84-8568
南伊勢町	環境課	0599-66-1154	0599-66-2166
紀北町	総務課	0597-32-3901	0597-32-2331
御浜町	教育委員会教育課	05979-3-0526	05979-2-3502
紀宝町	企画調整課	0735-33-0334	0735-32-1102

国際婦人年から今日までのあゆみ

平成23年5月現在

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
1975(S50)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977(S52)		「国内行動計画」策定	「婦人関係行政推進連絡会議」設置
1979(S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定
1980(S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981(S56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985(S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出
1986(S61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(S62)		「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」策定
1990(H2)	国連婦人の地位委員会拡大期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(H3)		「育児休業法」公布	
1994(H6)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	三重県女性センター開館
1995(H7)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	「みえの男女共同参画推進プラン－アイリスプラン21」策定（第3次）
1996(H8)		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発定 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(H9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998(H10)			アイリス21推進連携会議（アイリスネットワーク）設置
1999(H11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」
2000(H12)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布（H13.1.1施行） 日本女性会議2000津開催
2001(H13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2002(H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、平成13年度監視、「苦情処理等システム」	三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定
2003(H15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催 第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成
2004(H16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	
2005(H17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定
2006(H18)		「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画策定
2007(H19)		「配偶者暴力防止法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定
2008(H20)		「女性の参画加速プログラム」決定	
2009(H21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定
2010(H22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011(H23)			第2次三重県男女共同参画基本計画策定 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定

計画の体系

目標

男女共同参画社会の実現

基本施策

施策の方向

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 1 県の審議会等委員への女性登用
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町への働きかけ
- 4 事業者等への働きかけ
- 5 地域における男女共同参画への取組支援
- 6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実
- 2 学校等における男女共同参画教育の推進
- 3 生涯を通じた学習機会の充実
- 4 事業者等に対する広報・啓発の充実
- 5 メディアへの対応
- 6 国際的な動きへの対応と活動支援

III 働く場における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

- 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及
- 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援
- 4 雇用環境の整備や再就職への支援
- 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- 1 方針決定の場への男女共同参画の推進
- 2 経営能力や技術の向上支援
- 3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備
- 4 起業家等に対する支援

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- 2 多様なニーズに対応した子育て支援
- 3 介護を支援する環境の整備
- 4 地域活動における男女共同参画の促進

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康支援の充実
- 3 自立のための生活支援

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- 1 関係機関の連携による支援体制等の整備
- 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

計画の推進

- 1 県の推進体制の充実と率先実行
- 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施
- 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供
- 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応
- 5 市町との協働
- 6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携
- 7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実
- 8 社会参画への支援の推進

第2次三重県男女共同参画基本計画

ダイジェスト版 2011年(平成23年) 9月発行

三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2225 FAX 059-224-3069

E-mail : iris@pref.mie.jp
